

社団法人 中村青年会議所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人中村青年会議所（Nakamura junior chamber incorporated=N. J. C）と称する。

(事務局)

第2条 本会議所は、事務局を四万十市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は地域社会の産業、経済及び文化に関する諸問題について調査、研究を行い、その成果の実践を図ることにより、地域社会の正しい発展に資するとともに、社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所と協調して、会員相互の信頼のもとに資質の向上と啓発に努め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の研鑽及び相互連携に関する事業
- (2) 産業、経済及び文化等の向上に関する調査、研究及びその向上に資する事業
- (3) 社会奉仕に関する事業
- (4) 青少年の健全な育成に関する事業
- (5) 社団法人日本青年会議所、国際青年会議所その他青年会議所並びに関係諸機関との連携
- (6) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会議所は会員を次の3種とする。

- ① 正会員
- ② 準会員
- ③ 特別会員

(会員の資格)

第7条 会員の資格等は、各号に定める通りとする。ただし正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員

四万十市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格のある青年又はこれらの地域に住所を有する団体で、理事

会において入会を承認されたものをいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。

(2) 会員

理事会において入会を承認されたもので入会后6ヶ月間は準会員とする。

(3) 特別会員

40歳に達した都市の年度末までに正会員であつて理事会で承認されたものをいう。

(入会)

第8条 本会議所に入会を希望するものは、別に定めるところにより、理事会の承認を得なければならない。(会員 第2条)

(会員資格喪失)

第9条 本会議所の会員は、次の事由により会員資格を失う。

- ① 退会 ② 除名 ③ 死亡又は解散

(会費及び入会金)

第10条 会員は入会に際し、所定の入会金を納入し、また毎年度所定の期日までに会費を納入しなければいけない。

2. 入会金及び会費の額は別に定めるところによる(運営13条)

(休会)

第11条 長期にわたる病気他、やむを得ない理由により本会議所の事業活動に出席できない場合は、休会届を提出し理事会の承認を得て休会することができる。

(退会)

第12条 会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出し理事会の承認を得なければいけない。

(除名)

第13条 会員が次の各号いずれかに該当したときは、総会において正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。なお、当該会員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。

(2) その他会員として適当でないと認めたとき。

(抛出金品の不返還)

第14条 退会又は除名された会員が既に納入した入会金及び会費その他の抛出金は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類)

第15条 本会議所に次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 直前理事長 1人

(3) 副理事長 3人以内

(4) 専務理事 1人

(5) 事務局長 1人

(6) 理事 (理事長、副理事長及び専務理事、事務局長を含む)

14人以上18人以内)

- (7) 監 事 2人以内
2. 本会議所は、前項に定めるもののほか、役員として顧問を若干置くことができる。
 3. 理事長、副理事長、専務理事、事務局長及び理事をもって民法上の理事とする。

(役員資格及び選任)

第16条 役員は本会議所の正会員であることを要し、この条に規定するもののほか、選任の方法に関しては役員選任規定による。ただし直前理事長はこの限りではない。

2. 理事長は理事の互選とする。
3. 副理事長及び専務理事は、理事の中から理事長が指名する。
4. 直前理事長は、前年度理事長が就任する。
5. 監事は、理事会の同意を得て、正会員の中から総会において選任する。
6. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第17条 役員任期は、毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、補欠又は増員のため選任された役員任期は、前任者又は他の役員任期期間とする。

2. 理事及び監事は、再任される事を妨げない。
3. 役員が辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(辞任及び解任)

第18条 役員は総会の承認を得て辞任することができる。

2. 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえられないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められたとき。
 - (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

(職務)

第19条 理事長は、本会議所を代表し、所務を統括する。

2. 直前理事長は、理事長経験を生かし、所務について必要な補助を行う。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会が定めたところに従いその職務を代行する。
4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務を処理する。
5. 理事は、理事会を構成し、所務の執行を決定する。
6. 監事は次の各号の職務を行う。
 - (1) 財産及び会計の監査
 - (2) 理事の所務執行状況の監査
 - (3) 財産の状況及び所務の執行について不正の事実を発見した場合、総会への報告
 - (4) 前項を報告するため必要がある場合、総会又は理事会の招集

(直前理事長及び顧問)

第20条 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、所務について必要な助言を行う。

2. 顧問は、理事長の諮問に答え、又意見を述べることができる。

第4章 会 議

(種 別)

第21条 本会議所の会議は次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) その他必要な会議
2. 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。
3. 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(総 会)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

2. 総会は、本定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに承認及び変更
 - (3) 事業報告及び会計報告の承認
 - (4) 役員の選任及び解任
 - (5) 入会金及び会費の変更
 - (6) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
 - (7) その他理事会から提出された事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、原則として毎年1月及び7月に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会が必要と認めたとき。
 - (3) 正会員5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
 - (4) 監事が第19条6項第4号に基づき招集するとき。
3. 総会は、第2項第4号を除いて理事長が招集する。
4. 理事長は、第2項第3号の場合には請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
5. 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、開催日7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議会の議長)

第24条 総会の議長は、理事長もしくは理事長の指名したものがこれに当たる。ただし、前条第2項第4号に基づき臨時総会を開催した場合は出席正会員のうちからこれを互選により選出する。

(総会の成立)

第25条 総会は、正会員2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(議決権)

第26条 正会員にあっては総会において1個の議決権を有する。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表

決を委任することができる。この場合においては、前条の規定については、出席したものとみなす。

(理事会)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、本会議所の運営に関して必要な事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (3) 監事及び直前理事長及び顧問は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の開催)

第28条 理事会は原則として毎月1回開催する。

2. 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が認めたとき。
 - (2) 理事5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
3. 監事が第19条第6項4号に基づき招集するとき。
4. 理事会は、第2項第2号を除いて理事長が招集する。
5. 理事長は、第2項第2号の場合には、請求があった日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第29条 当理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名したものがこれに当たる。ただし、前条第3項の規定により開催された理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(理事会の成立)

第30条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第31条 総会及び理事会の議事は、本定款の定めるもののほか、総会は出席した正会員の過半数、理事会は出席した理事の過半数を持って決する。ただし、可否同数のときは議長が決するところによる。

(議事録)

第32条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 総会にあっては会議を構成する正会員の現在数及び出席者数。理事会にあっては会議を構成する理事の現在数及び出席者数
 - (3) 審議事項及び協議事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び会議を構成する出席正会員のうちから署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

第5章 例会及び委員会

(例会)

第33条 本会議所は、毎月1回以上の例会を開催する。

(委員会)

第34条 本会議所は目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2. 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
3. 委員長は、正会員のうちから理事長が推薦し理事会においてこれを選任する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 財産目録に記載された財産
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第37条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第38条 本会計の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計区分)

第39条 本会議所の会計は、次の3種に区分し各会計年度毎にこれを処理する。

- (1) 本会計 通常の事業遂行に関する収支の経理
- (2) 特別会計 本会計で処理するには不相当と認められ大規模若しくは特殊な事業に関する事業別の収支の経理
- (3) 基金会計 基金となるべく収支により取得した財産の管理運用の経理

(予算及び決算)

第40条 本会議所の収支予算は、事業年度開始前の総会の議決により定め、収支決算は、事業年度終了後1ヶ月以内に、財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第41条 本会議所の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には職員を置くことができる。

(事務局長)

第42条 事務局に、事務局長1名を置く。

- (1) 事務局長は、事務局を統括する。

- (2) 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任命する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款を変更する場合は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、高知県知事の認可を得なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第44条 本会議所は、民法第68条1項2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合には、総会において3分の2以上の同意を得なければならない。

3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、高知県知事の認可を得て本会議所と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

(清算人)

第45条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

2. 清算人は、就任6ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

(細則)

第46条 本定款施行に関する細則は、理事会をもって別に定める。

第9章 雑 則

(施行規定)

第47条 本会議所は運営を円滑にするため、本定款の別に定めるもののほか、理事会の議決により、規則を定める。

附 則

本定款は、1956年4月1日から施行する。

2001年7月20日 改正